

○ 鳥取県統計調査条例施行規則

平成12年3月31日

鳥取県規則第20号

改正 平成13年3月30日規則第30号
平成15年12月12日規則第92号
平成16年3月23日規則第13号
平成18年11月29日規則第88号
平成19年3月30日規則第28号
平成19年3月30日規則第29号
平成20年3月28日規則第28号
平成21年3月31日規則第54号
平成22年3月31日規則第27号
平成23年3月31日規則第33号
平成24年3月30日規則第42号
平成24年7月9日規則第51号
平成25年7月5日規則第61号
平成26年12月24日規則第60号
平成27年9月29日規則第47号
平成29年11月30日規則第48号
平成31年3月26日規則第29号

鳥取県統計調査条例施行規則をここに公布する。

鳥取県統計調査条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 県統計調査の実施等（第3条—第5条）
- 第3章 人口移動調査（第6条—第11条）
- 第4章 鉱工業生産動態調査（第12条—第18条）
- 第5章 企業経営者見通し調査（第19条—第25条）
- 第6章 調査票情報の利用及び提供（第26条—第32条）
- 第7章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電磁的方法 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。
- (2) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、総務部政策法務課が所管するものをいう。
- (3) 起案文書 職員が職務上取得し、又は作成する電磁的記録であって、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により起案されるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 県統計調査の実施等

(県統計調査の実施)

第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。

名称	目的
鳥取県に関するイメージ調査	県外における鳥取県に対するイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ること。
人権意識調査	県民の人権に関する意識等を把握し、人権施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
鉱工業生産動態調査	鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。

製造業流通調査	鳥取県産業連関表基準年 1 年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにし、鳥取県産業連関表の基礎資料を得ること。
人口移動調査	県民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ること。
企業経営者見通し調査	事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。
青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。
男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。
外国人住民統計調査	県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。
観光地点別入込客延べ人数調査	観光地への入込客数を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。
観光客入込動態調査	観光客の旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査	外国人観光客の数等を把握し、外国人観光客の誘客等に必要な基礎資料を得ること。
ひとり親家庭等実態調査	県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態等を把握し、母子家庭等

	に対する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
県民健康栄養調査	県民の食生活の実態、健康状態等を把握し、もって生活習慣病の予防等のために必要な基礎資料を得ること。
県民歯科疾患実態調査	県民の歯科保健の状態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得ること。
産業廃棄物実態調査	県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。
消費生活に関する意識調査	県民の消費生活に関する意識等を把握し、消費者行政施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
住生活総合調査	住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を把握し、住宅政策の推進に必要な基礎資料を得ること。
職場環境等実態調査	県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。
県出身学生のUターン就職等の状況調査	県出身学生の就職等の状況を把握し、県内出身学生の県内企業への就職支援施策を検討するために必要な基礎資料を得ること。
子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査	子どもの生活習慣の実態を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
携帯電話アンケート調査	子どもの携帯電話、インターネット等の利用状況を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
子どもの読書活動に関するアンケート調査	子どもを取り巻く読書環境等の実態を把握し、子どもの読書活動の推進に必要な基礎資料を得ること。
PTA調査	学校ごとに生徒等の保護者及び教職員で構成される団体の活動状況を把握し、当該団体に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的に把握し、生涯スポーツの推進に必要な基礎資料を得ること。

2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするときは、次章から第5章においてその実施細目を定めるものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示しなければならない。これを変更し、又は中止しようとするときも同様とする。

- (1) 調査対象の範囲
- (2) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (3) 報告を求める者
- (4) 報告を求めるために用いる方法
- (5) 報告を求める期間
- (6) 調査票情報の保存期間
- (7) 結果の公表方法

3 知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

- (1) 調査票を前項第3号に掲げる者に配布し、及び収集する方法
- (2) 調査票を前項第3号に掲げる者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法
- (3) 知事等が調査票に記入する方法
- (4) 学校、公民館、医療機関などを經由して調査票を配布し、及び収集する方法など知事等が適当と認める方法

4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

- (1) 県民健康栄養調査及び住生活総合調査 前項第1号に掲げる方法

- (2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、外国人住民統計調査、観光地点別入込客延べ人数調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、産業廃棄物実態調査、消費生活に関する意識調査、職場環境等実態調査、県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査
前項第2号に掲げる方法
 - (3) 観光客入込動態調査 前項第3号に掲げる方法
 - (4) 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査、携帯電話アンケート調査、子どもの読書活動に関するアンケート調査及びPTA調査 前項第4号に掲げる方法
 - (5) 山間集落实態調査及び県民歯科疾患実態調査 前項第1号及び第4号に掲げる方法
 - (6) 青少年育成意識調査及びひとり親家庭等実態調査 前項第2号及び第4号に掲げる方法
- 5 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、その内容をインターネットの利用その他適切な方法により県民に周知するものとする。

(県統計調査に従事する職員の身分証明書)

第4条 条例第3条第2項の知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第5条 条例第6条第2項の知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

第3章 人口移動調査

(調査の期日)

第6条 人口移動調査は、毎月末日現在において行う。

(調査の対象)

第7条 人口移動調査は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定による住民票の記載又は消除が行われた者について行う。

(調査事項)

第8条 人口移動調査は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に定める事項について調査する。

出生者	性別及び日本人又は外国人の別
死亡者	性別、出生の年月及び日本人又は外国人の別
転入者	転入前の住所、性別、出生の年月及び日本人又は外国人の別
県外（国外を含む。）への 転出者	転出先の住所、性別、出生の年月及び日本人又は外国人の別
世帯	世帯数

(調査の方法)

第9条 知事は、前条の調査事項に係る調査結果を知事が別に定める調査票に記入するものとする。

(結果の公表)

第10条 知事は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(委任)

第11条 第3条第1項及び第5条から前条までに定めるもののほか、人口移動調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 鉦工業生産動態調査

(調査の期日)

第12条 鉦工業生産動態調査は、毎月末日現在において行う。

(調査の対象)

第13条 鉦工業生産動態調査は、知事が別に定める方法により抽出した事業所（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第14条 鉦工業生産動態調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 知事が別に定める品目ごとの生産数量、出荷数量及び在庫数量

(調査の方法)

第15条 鉦工業生産動態調査は、調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。

(申告の義務)

第16条 調査事業所の事業主は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。

- 2 調査事業所の事業主が不在その他やむを得ない事由により前項の行為を行うことができないときは、当該調査事業所の従業員が事業主に代わってこれを行わなければならない。

(結果の公表)

第17条 知事は、第15条の調査票を集計して、鳥取県鉦工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(委任)

第18条 第3条第1項、第5条及び第12条から前条までに定めるもののほか、鉱工業生産動態調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第5章 企業経営者見通し調査

(調査の期日)

第19条 企業経営者見通し調査は、毎年2月1日、5月1日、8月1日及び11月1日現在において行う。

(調査の対象)

第20条 企業経営者見通し調査は、知事が別に定める方法により抽出した事業所(以下この章において「調査事業所」という。)について行う。

(調査事項)

第21条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 名称、所在地及び事業の内容
- (2) 業界の景気動向の判断及びその見通し
- (3) 売上高の増減、その要因の判断及びその見通し
- (4) 売上高のうち輸出に係るものの割合
- (5) 経常利益の増減、その要因の判断及びその見通し
- (6) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類項目E—製造業に属する事業所にあつては、生産数量の増減の判断及びその見通し
- (7) 日本標準産業分類に掲げる大分類項目E—製造業に属する事業所にあつては、生産設備の過不足の判断

- (8) 設備投資の実施状況及び実施予定
- (9) 日本標準産業分類に掲げる大分類項目 E—製造業又は大分類項目 I—卸売業、小売業に属する事業所にあつては、在庫水準の判断及びその見通し
- (10) 資金繰りの判断及びその見通し
- (11) 企業経営上の問題点

(調査の方法)

第22条 企業経営者見通し調査は、調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。

(平15規則92・平18規則88・一部改正、平21規則54・旧第27条繰上)

(申告の義務)

第23条 調査事業所の事業主は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。

- 2 調査事業所の事業主が不在その他やむを得ない事由により前項の行為を行うことができないときは、当該調査事業所の従業員が事業主に代わってこれを行わなければならない。

(結果の公表)

第24条 知事は、第22条の調査票を集計して、調査の期日の翌月に公表するものとする。

(委任)

第25条 第3条第1項、第5条及び第19条から前条までに定めるもののほか、企業経営者見通し調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第6章 調査票情報の利用及び提供

(調査実施機関における調査票情報の二次利用に係る手続)

第26条 調査実施機関は、条例第9条第1項の規定により、その職員に、その行った県統計調査の目的以外の目的のために当該県統計調査に係る調査票情報を利用させるときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び関係書類の電磁的記録を添付して、統計課長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された統計課の長をいう。以下同じ。）の関連審査（法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

- (1) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (2) その利用の目的
- (3) その利用に係る統計の作成等の内容及び仕様
(公的機関の求めによる統計の作成等に係る手続)

第27条 条例第10条第1項の規定により知事等に統計の作成等を求めようとする者(以下この条において「申出機関」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。

- (1) 申出機関の名称及び所在地
- (2) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (3) 申出成果物（申出により作成した統計の作成等の成果物をいう。以下この条において同じ。）
- (4) 申出に係る統計の作成等の内容及び仕様
- (5) 申出成果物の提供希望年月日、提供方法等

2 調査実施機関は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、申出機関に対し、当該申出に応じて統計の作成等を行う旨を通知するものとする。この場合に

において、調査実施機関の担当職員は、電子申請等システムを利用して、統計課長の関連審査を受けなければならない。

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第28条 条例第11条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるとき
 - ア 委託により作成された統計表その他の成果物（以下「委託成果物」という。）を学術研究の用に供することを直接の目的とするものであること。
 - イ 委託成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されるものであること。
- (2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるとき
 - ア 委託成果物を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とするものであること。
 - イ 委託成果物を用いて行った教育内容が公表されるものであること。

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第29条 条例第11条第1項の規定により知事等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した委託申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。

- (1) 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先
- (2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先

- (4) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (5) 委託成果物の利用目的
- (6) 委託に係る統計の作成等の内容及び仕様
- (7) 委託成果物の提供希望年月日、提供方法等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条第1号又は第2号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項

2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

- (1) 委託申出者（法人等の代表者若しくは管理人又は代理人によって申出をするときは、当該代表者若しくは管理人又は代理人）の運転免許証、健康保険の被保険者証その他その者の氏名、生年月日及び住所が記載され、本人であることを確認するに足りる書類
- (2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他当該法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者又は管理人の氏名を確認するに足りる書類
- (3) 代理人によって申出をするときは、委任状その他代理権を証明する書面

第30条 知事等は、前条第1項の申出書の提出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて統計の作成等を行う旨及び当該統計の作成等に要する手数料の額を記載した通知書に契約書類の案文を添えて通知するものとする。この場合において、調査実施機関の担当職員は、電子申請等システムを利用して、統計課長の関連審査を受けなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、契約書類に押印の上、2通とも調査実施機関に送付するものとする。

3 知事等は、前項の契約書類を受領したときは、当該契約書類に押印の上、手数料の納入通知書とともに

その1通を委託申出者に送付するものとする。

- 4 委託申出者は、前項の契約書類及び納入通知書を受領したときは、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第31条 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者が委託成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の委託成果物を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を提出させなければならない。

- 2 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に、その同意を得ないで当該委託成果物を第29条第1項第5号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供させてはならない。
- 3 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に対し、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該委託成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表させるものとする。

(利用実績報告書の公表)

第32条 知事等は、前条第1項の利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

第7章 雑則

第33条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第30号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(書類に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前のそれぞれの規則の定めるところにより作成されているものは、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後のそれぞれの規則に定める書類として使用することができる。

附 則 (平成16年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第28号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第54号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第42号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第51号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第47号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成29年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第29号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

第 号	〇〇調査に従事する職員証	写 真
氏名		
上記の者は、〇〇調査に従事する職員であることを証明する。		
有効期限	年 月 日	
	年 月 日	
鳥取県知事又は その他の執行機関の長		印

(裏面)

鳥取県統計調査条例(抜粋) (県統計調査の実施)
第3条 略
2 県統計調査に従事する職員は、知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯し、当該県統計調査の実施に際しては、関係者にこれを提示しなければならない。
統計法(抜粋) (守秘義務)
第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
(2) 第39条第1項第2号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
(照会及び連絡先)

様式第2号(第5条関係)

(表面)

第	号	〇〇調査立入検査証	写 真
氏名			
上記の者は、鳥取県統計調査条例第6条の規定により、立入検査をすることができる職員であることを証明する。			
有効期限	年 月 日		
	年 月 日		
鳥取県知事又は その他の執行機関の長			印

(裏面)

鳥取県統計調査条例(抜粋)
(立入検査等)
第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該県統計調査に従事する職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (罰則)
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提供し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(照会及び連絡先)

様式第1号（第4条関係）

（平18規則88・平19規則28・一部改正、平21規則54・旧様式第2号繰上・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平21規則54・追加）